外事業リスクをチェックする

(前号から続く)

規制の概要

(4) インサイダー取引規制

弁護士 琴浦 諒

引規制に抵触しないよう注意する 該取引がインドのインサイダー取 必要がある。 たは上場会社を買収する場合、 インドの上場会社に出資し、 当

既存のインド企業に出資または、買収する際 に留意すべき規制のうち、インサイダー取引

<u>規制・公開買付規制に</u>ついて解説す

Exchange Board of India) である。 and Exchange Board of India 引を規制する法令は、一九九二年 という)であり、監視機関はイン 二年インサイダー取引禁止規則_ Regulations, 1992) (以下「一九九 ド証券取引委員会 (Securities and ダー取引禁止) インド証券取引委員会(インサイ (Prohibition of Insider Trading) 同規則上、内部者 (insider) は、 インドにおけるインサイダー取 規則 (Securities

第9回

既存インド企業に出資 (買収) する際の規制② 則3条(i)。

引受け、それらの合意等を含む

上場会社の有価証券を取引(売買

することは禁止されている(同規

また、取引のみでなく、未公表

規制対象とされていない) とされ 則上は違反の要件とはされてい ている(注1)ことと異なるため はならない(情報伝達行為自体は 当該第三者が実際に取引を行わな 情報の伝達等が行われたとしても、 い。この点、日本法上は、 有価証券が取引されることは、 伝達や助言等に引き続いて実際に **禁止されている (同規則3条ⅲ)。** 達、 限りはインサイダー取引違反と 価格に影響する情報を他人に伝 助言、 斡旋・調達する行為も 、他人に

要求される伝達等については、 外されている。 ンサイダー取引規制の対象から除 ただし、通常の業務の過程、 雇用もしくは法律に基づ W 7

②「内部者」等の定義

「内部者」は、①会社関係者であ

注意が必要である。

published price sensitive infor

「未公表の価格に影響する情報 (un

自己のため、他者のためを問わず mation)」を保有している場合 ことうら・りょう 2002年京都大学法学部卒業。200 護士登録、アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。 2002年京都大学法学部卒業。2003年弁 年コロンビア大学ロースクールLL.M。2010年ニューヨーク州 弁護士登録。インド現地の法律事務所での勤務経験を生かし、 日本企業によるインドへの進出、現地企業買収、契約締結、労務 管理、知的財産権管理等に関するアドバイスを多数行っている。

> はこれに対するアクセスを有した 影響する情報を受領した者もしく 者と定義されている。 スを有すると合理的に推測される 表の価格に影響する情報にアクセ て、 または②当該未公表の価格に 会社の有価証券に関し未公

nsitive information)」とは、 営される会社、グループ会社、子 業員または専門家(弁護士、会計 証券の価格に重大な影響を与える で、公表された場合に会社の有価 に直接または間接に関連する情報 社等は、会社関係者とみなされる。 会社、証券仲介業者、資産運用会 また、個人の場合には親族等、法 ると合理的に推測される者をいう。 する情報に対するアクセスを有す 会社に関する未公表の価格に影響 士等)もしくは取引先であって、 役、監査人を含む役員もしくは従 人の場合には同一の経営主体に運 (connected person)」とは、 価格に影響する情報 (price se-前記定義において「会社関係者 会社 取締

> 事業の実施等の一定の情報につい 別具体的な判断を要し、一般的な 響する情報とみなされる。 あるかどうかを問わず、 券の価格に影響を与えうるもので ては、それが実際に会社の有価証 の定期財務情報、配当に関する情 ルールは存しない。ただし、会社 に影響する情報に該当するかは個 具体的にどのような情報が価格 有価証券の発行、自己株式の 重要な拡大計画または新規 価格に影

nature) ものとされている。なお、 でも電子媒体によるものでも、 予想情報は、印刷されているもの 社またはその代理人により公表さ といった具体的な方法は規定され 品取引法166条4項、同施行令30条) に「二以上の報道機関に公開し、 公表の方法について、日本のよう 表された情報とはみなされない。 れていない情報であって、それ自 二時間が経過したこと(金融商 :自明ではない (not specific in 「未公表 (unpublished)」とは、 公 会

本のインサイダー取引規制と比べ インサイダー取引禁止規則は、 以上に見たとおり、一 規制本体も定義条項も非常に 九九二 Н

> ドバイスを得た上で行うべきであ ないよう、専門家による適切なア ンサイダー取引に問われることの 検討する場合には、当該取引がイ 断が困難な場合が多い。そのため、 規則の規制対象となるか否かの判 簡素な規定となっているため、 る。 インドにおいて上場株式の取得を

(5) 公開買付規制

日本の公開買付規制と

1

2011)(以下「二〇一一年公開買付 Shares and Takeovers Regulation of India \Substantial Acquisition of 年インド証券取引委員会(株式の において公開買付けを行う必要が 規則」という)に基づき、インド 出資(買収)する場合、二〇一一 大量取得および買収に関する規則 (Securities and Exchange Board 相違点(次頁図表参照 インドの上場会社に二五%以上

対象となる

は、 の公開買付規制と大きく異なる点 インドの公開買付規制が、日本 以下の四点である。

公開買付けのトリガー ライン

が比較的低い

日本の公開買付けは、 原則とし

て三分の一 トリガー

(権利発生) するが、 以上の議決権の取得で

場での株式取得は、公開買付けの 急速な買付けに該当しない限り、 低い基準でトリガーする。 取得行為が公開買付けトリガー 原則として新株の引受けや株式市 決権または株式の取得と、比較的 ンドの公開買付けは、二五%の 、得、新株予約権の行使など、取 株の引受け、株式市場での株式 の公開買付けでは、相対取 ・リガー対象とならないが、イン の手段を問わず、すべての株式 買付けのトリガー対象となる すべての株式取得行為が公開 本の公開買付けは、いわゆる

れる 引が公開買付けと別枠で実行さ 公開買付けをトリガーした取

開買付けが完了した段階で公開買 では、公開買付けをトリガーした るのに対し、インドの公開買付け 付けをトリガーした取引は当該公 付けとは別枠で取引が実行される 開買付けの手続きの枠内で行われ (公開買付けの完了が、 当該取 引はいったん保留され、当該公 本の公開買付けでは、公開買

日本とインドの公開買付規制の主な相違点 図表

相違点	日 本	インド
公開買付けのトリガーライン	3分の1以上の議決権の取得	25%の議決権または株式の取得
公開買付けのトリガー対象	急速な買付けに該当する場合を除き、相対 取引のみ	相対取引、新株の引受け、株式市場での株 式取得、新株予約権の行使を含む、すべて の株式取得行為
公開買付けとトリガーとなっ た取引の関係	公開買付けをトリガーした取引は当該公開 買付けの手続きの枠内で行われる	公開買付けをトリガーした取引はいったん 保留され、当該公開買付けが完了した段階 で公開買付けとは別枠で取引が実行される
政府当局の関与	なし (関連法令の規定に従って手続きを行う)	あり (インド証券取引委員会への届出、承認が 必要)

主に売却する。

後の相対取引において、

株式を買

まったく別個に、 における売主は、

公開買付け完了 公開買付けとは

するものに限らず、

株主間契約や

合弁契約等に基づく権利も含まれ

るが、インドでは、当該相対取引 るという形で株式を買主に売却す ける売主は、

公開買付けに応募す

要となる。 引委員会への届出および承認が必 般の所管機関であるインド証券取 行にあたり、インドの証券取引全 インドの公開買付けでは、その実 府当局の許認可等は不要であるが 公開買付けの実行自体について政 法令の規定に従って行えば足り、 付手続は金融商品取引法等の関連 局の承認が必要 日本の公開買付けでは、 公開買付けに証券取引規制当 公開買

規制の概要

(iii)

対象会社の支配権 (control)

取得 (同規則4条)

(a)

買付者が、単独でまたは共

同保有者と合わせて二五%以

上かつ上場廃止基準(現在の

制的公開買付け)。 て公開買付けを行う必要がある(強 のいずれかの取引を行おうとす 二〇一一年公開買付規則上、 当該取引の完了に先立っ 以

> (i)(ii)則3条2項) (注2) 合わせて、 廃止基準(現在の規制では七 式または議決権の取得 に五%を超える対象会社の株 五%) 未満の議決権を保有し 合わせて二五%以上かつ上場 の取得 (同規則3条1項 対象会社の株式または議決権 有割合が二五%以上となる、 単独でまたは共同保有者と いる者による、一会計年度 独でまたは共同保有者と 取得後の議決権保 (同規

(b)

買付者またはその共同保有

こと、かつ

には、公開買付けを行うことがで たさない場合であっても、 が以下の要件を満たしている場合 トリガーしうる。 ない場合であっても公開買付けは した場合、株式をまったく取得し て過半数の取締役の指名権を合意 支配株主) との株主間契約にお また、前記⑴から⑪の要件を満 したがって、プロモーター(= 買付者

きる(任意的公開買付け。 同規則

得で公開買付けがトリガーする場

日本では、当該相対取引にお

例えば、相対取引による株式取

実行のための条件となる)。

権利は、必ずしも株式保有に由来 締役の過半数を選任する権利また 規則上「支配権 (control)」は る権利」と定義されている。この は経営もしくは方針決定を支配す 前 記 (iii) で、二〇一一 年公開買付 取

規制では七五%) 未満の株式

または議決権を保有している

50 会社法務A2Z 2012.6

社の株式を取得していないこ開買付け以外の方法で対象会者が、過去五二週間の間に公

任意的公開買付けは、強制的公開買付けとほぼ同じ手続きによるが、強制的公開買付けは、最低買が、強制的公開買付けは、最低買が、強制的公開買付けは最低買付予定代意的公開買付けは最低買付予定代意的公開買付けは最低買付予定がある。

に明文で規定はないものの、規制に明文で規定はないものの、規制 当局であるインド証券取引委員会 が公表しているFAQ (注3)に よれば、前記 (a) および (b) の要件を よれば、前記 (a) および (b) の要件を な開買付けは可能であるとのこと である。ただし、その場合、強制 的公開買付けと同様の規制に服し、 したがって最低買付予定株式数は したがって最低買付予定株式数は

③ 公開買付けの価格

とされている(同規則8条)。のいずれをも下回ってはならない公開買付けの価格は、以下の価格の間ではならない

なる

(i) (強制的公開買付けの場合) 公開買付けをトリガーした取引において合意された対象会社の一株当たりの株式価格 は 公告日の直前五二週間における取得に際して、取得者またはその共同保有者が支払ったか、または支払うべき出来 高加重平均価格

(iv) 公告日の直前六○取引日間における期間中、対象会社の株式が最も多く取引されたことが記録されている証券取引所での当該株式の出来高加重所での当該株式の出来高加重平均市場価格(ただし、株式が頻繁に売買されていない場合には、同価格に代えて「評価指標〈帳簿価格、類似の取引倍数および当該会社の株式の評価にとって一般的であるその他の指標を含む〉に基づいて、取得者および公開買付幹事会社が決定する価格」と

日本企業がインド企業を買収する場合に特に注意すべき基準は、る場合に特に注意すべき基準は、ルプレミアムその他の名目により、市場価格よりも高い価格でプロモーターから株式を購入することになるが、(i)の規制により、公開買なるが、(i)の規制により、公開買なるが、(i)の規制により、公開買なるが、(i)の規制により、公開買なるが、(i)の規制により、公開買けの価格と同額以上でなければならない。そのため、プロモーターとの間であまりに高い価格を合意してしまうと、公開買付け全体のしてしまうと、公開買付け全体のコストが膨らむこととなってしま

最低買付予定株式数

うからである。

数)を設定することができる。最低買付予定株式数(=買付上限買付者は、公開買付けに際して、

公開買付けにおいて、最低買付 公開買付けにおいて、最低買付 予定株式 数に応じ 株式を最低買付予定株式数に応じ株式を最低買付予定株式数に満たな お、最低買付予定株式数に満たなお、最低買付予定株式数に満たなお、最低買付予定株式数に満たない株式の応募しかなかった場合に は、応募された株式をすべて買い付ければ足りる)。

公開買付けの場合二六%を下回っ 最低買付予定株式数は、強制的

となどはできない。
となどはできない。
となどはできないとされている(同の公開買付けにおいて、最低買付め公開買付けにおいて、最低買付の場合原則として一○%を下回けの場合原則として一○%を下回けの場合原則としている。

大学における公開買付け(強制的公開買付け)は、公付け(強制的公開買付け)は、公開買付けにかかるコストを可能な場化するなど買付者に特別な目的限り抑えるため、対象会社を非上限り抑えるなど買付者に特別な目的場でするなど買付者に特別な目的場である。

》 公開買付けの撤回

ができる(同規則19条、23条)。 応募株式の数が満たなかった場合、買その他一定の事由がある場合、買るは公開買付けを撤回すること

買付者は、最低応募数を自由に 設定することができるが、二〇一 一年公開買付規則上、公開買付け をトリガーした取引の実行は公開 買付けの完了を条件としているた め、公開買付けが撤回された場合、 公開買付けをトリガーした取引も 実行できなくなってしまうことに 注意が必要である。